

○ 役員等の報酬および費用に関する規程

制 定：平成28年12月24日

最終改正：平成29年10月11日

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人あすなろ福祉会（以下、「法人」という。）定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬及び費用に関して必要な事項を定めることを目的とし、社会福祉法の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員等とは、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。
- (3) 役員等とは、役員及び評議員等をいう。
- (4) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費交通費等の経費をいう。

(報酬の支払)

第3条 法人は、役員等にその職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

2 報酬の額は次表に掲げる額とする。

(役員等の報酬額区分表)

役員等の区分	職務内容	報酬額
理事	理事会出席 評議員会出席 評議員選任・解任委員会出席 社会福祉法人役員研修等	1回につき 10,000 円
監事	理事会出席 評議員会出席 県実地指導立会 社会福祉法人監事研修等	1回につき 10,000 円
	監査実施	1回につき 15,000 円
評議員	評議員会出席 社会福祉法人評議員研修等	1回につき 10,000 円
評議員選任・解任委員	評議員選任・解任委員会出席 評議員選任・解任委員研修等	1回につき 10,000 円

- 3 前2項の規定にかかわらず、当分の間、役員等のうち法人の常勤職員である者についてはこの規程に基づく報酬は支給しないものとする。
- 4 第2項の報酬額の算定にあたっては、同一の日に2回以上の第2項の表の職務の遂行があった場合は、該当する報酬額の合計額を支給するものとする。

(報酬の支払方法)

第4条 法人は、役員等が前条第2項の表の職務内容を遂行した時は、遅滞なく報酬を支払うものとする。

- 2 前項の場合において、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合は、支払うべき報酬の額からその金額を控除して支払うものとする。

(費用)

第5条 法人は、役員等がその職務を遂行するために旅行をしたときは、その費用の相当額を弁償するものとし、その算定方法は別に定める旅費規程の規定を準用する。

- 2 法人は、役員等がその職務を遂行するために片道2キロメートル以上の距離を往来したときは交通費を支給するものとし、その算定方法は次表のとおりとする。

(役員等の交通費支給額算定表)

役員等の区分	職務内容	職務1回当たりの交通費
共通	共通	職務を遂行するために往来した片道の距離に応じて、別に定める職員給与規則第20条第1項第2号の規定を準用して得た額に、12を乗じて269で除して得た額とする。この場合、「使用距離」を「職務を遂行するために往来した片道の距離」と読み替え、円未満の端数は切り捨てる。

- 3 前項の規定にかかわらず、同一の日に同一の場所で2回以上の第3条第2項の表の職務の遂行があった場合は、2回目以降の職務についての交通費は支給しない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、役員等のうち法人の常勤職員である者についてはこの規程に基づく交通費は支給しない。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって社会福祉法59条の2第2項第3号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、法人定款の規定に基づき評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるも

のとする。

附 則 （平成28年12月24日）

- 1 この規程は、制定の日の翌日から施行する。
- 2 役員等旅費規程は、この規程の制定の日をもって廃止する。

附 則 （平成29年9月8日）

この規程の改正は、平成29年6月16日に改正した法人定款の鹿児島県知事の認可の日から施行する。（平成29年10年11日認可）